

# 独占禁止法教室のご案内

公正取引委員会では、将来を担う学生に対し、社会人として、経済活動に参加する際に、独占禁止法を遵守するとともに、消費者として厳しい目で商品選択を行うことができるよう、独占禁止法の意義と役割を理解していただきたいと考えております。そこで、公正取引委員会では、中学生、高校生及び大学生をそれぞれ対象として、職員等を講師として派遣し、「独占禁止法教室」を開催しております。

## ◆ 独占禁止法教室の授業内容

大学生向けの独占禁止法教室は、通常の講座（例：「独占禁止法」、「経済法」、「産業組織論」、「産業経済学」など）や外部講師による特別講座などに対して、公正取引委員会の職員等を派遣して開催する出前授業です。

競争法の目的や学生が将来、経済活動に参加する際に直面する独占禁止法とのかかわりについて講義し、学生からの質問にお答えしています

※ 授業構成は、学校の御要望をお伺いした上、決定いたします。

※ 独占禁止法教室は、貴校の御都合に沿うよう、時期、内容及び方法等について調整・検討いたします。

※ 講師謝金は必要ありません。

## ◆ 独占禁止法教室の授業風景



## ◆ 独占禁止法教室の感想

- 公正取引委員会について理解することができました。これからもっと興味や関心を持ちたいと思った。（学生）
- 一番関心を持ったのは、海外企業と日本企業の同時の取り締まりについて。外国の機関と連絡を取りながら行っていることは予想外だった。（学生）
- 身近な会社の問題が取り上げられていて分かりやすかった。（学生）
- 中学校のとき、公民で公正取引委員会の話を聞いたことはありましたが、今回の話で公正取引委員会について詳しく聞けて良かったです。（学生）

## ◆ 独占禁止法教室の実績（全国）

年度	中学校	高校	大学
H24年度	41校	14校	57校
H25年度	54校	14校	73校
H26年度	69校	18校	61校

### 【お問い合わせ先】

公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所  
中国支所総務課 担当：永井  
TEL 082-228-1501（直通）